

# 「経営革新計画」

「中小企業等経営強化法」に基づき、新たな取り組みにチャレンジする中小企業が、経営革新計画を作り、石川県知事の承認を受けることで、金融支援などの多様な支援策につながる制度です。

## 経営革新の要件

### (1) 新たな取り組み（新事業活動）であること

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって新たな取り組みであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合も対象となります。

### (2) 経営の相当程度の向上があること

- ①付加価値額又は一人当たりの付加価値額が年3%以上伸びること  
(3年計画：9%以上、4年計画：12%以上、5年計画：15%以上)  
かつ
- ②経常利益が年1%以上伸びること (3年計画：3%以上、4年計画：4%以上、5年計画：5%以上)

## 承認後の支援策

- (1) 日本政策金融公庫による低利融資制度
- (2) 信用保証の特例（普通保証等の別枠設定）
- (3) 県制度融資（経営革新等支援融資）
- (4) 特許関係料金減免制度 等

※計画の承認は支援策を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となります。

**活性化ファンド・次世代ファンドの加点の対象となる場合があります**

## 承認申請の流れ

①  
支援機関へ  
相談

②  
計画の作成

③  
県への申請

④  
審査会  
・承認

⑤  
新事業の  
実施

**まずはお近くの支援機関にご相談ください！**

**(商工会議所・商工会・I S I C O・中小企業団体中央会)**